

平成27年度第1回 千葉県情報公開推進会議会議録

- 1 会議の日時 平成27年9月16日(木) 午前10時から午後0時10分まで
- 2 会議の場所 千葉県庁本庁舎1階 多目的ホール
- 3 出席者の氏名
 - (1) 委員
大田 紀子委員、上谷 豪委員、桑波田 和子委員、佐野 善房委員、末吉 永久委員、中橋 一夫委員、橋本 拓朗委員、松村 雅生委員(委員:五十音順)
 - (2) 事務局
高梨 みちえ政策法務課長、鈴木 信行政策法務課副課長、酒井 浩之政策法務課副課長(情報公開・個人情報)、情報公開班、個人情報・相談調整班職員
- 4 会議に付した議題
 - (1) 会長の選出等について
 - (2) 千葉県情報公開推進会議の組織・運営について
 - (3) 開示請求等運用状況について
 - (4) 工事等の金額入り設計書の交付手続きの見直しについて
 - (5) 苦情処理等について
- 5 議事の概要

事務局(酒井) 皆様、おはようございます。本日は、お忙しい中を御出席いただきましてありがとうございます。

定刻となりましたので、ただ今から、平成27年度第1回千葉県情報公開推進会議を開催いたします。私は本日の会議の司会を務めます政策法務課情報公開・個人情報担当副課長 酒井と申します。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

本日の会議は公開となっております、傍聴要領の定めにより、本日は傍聴者の方が入室されております。会議資料の中に、傍聴要領を添付しておりますが、傍聴者の方は、傍聴要領の記載に従い、傍聴していただくこととなります。

次に、この会議は規定により、議事録を作成することとなっておりますので、会議中の発言を録音させていただきます。また、作成した議事録は、県ホームページにおいて、公表いたします。

それでは、議事に先立ちまして、高梨政策法務課長から御挨拶を申し上げます。

事務局(高梨) 政策法務課長の高梨でございます。千葉県情報公開推進会議の開催に当たりまして、一言御挨拶させていただきます。

委員の皆様方には、大変お忙しい中、委員をお引き受けいただき

まして、本当にありがとうございます。厚く御礼申し上げます。

本県の情報公開は、昭和63年10月の制度開始以来、今年で28年目を迎えようとしておりまして、この間、県民に開かれた県政の実現に大きく寄与してきたものと考えております。

本推進会議は情報公開制度の運営の改善について調査審議し、あわせて情報公開事務に関する苦情処理を行うことを目的といたしまして、平成17年に設置をいたしました。

情報公開を推進していくためには、幅広い様々な御意見を反映させていくことが必要なことから、この会議には、法律を専門とする委員の方々と共に、住民の代表者として県内各分野の団体を代表する方々にも御参加をいただいているところでございます。

今回の皆様への委嘱をもちまして、第6期目の委員となるわけですが、これまでのこの会議におきましては、数多くの情報公開制度の改善策等について御審議いただき、昨年度は全部開示決定通知書に教示をする規則改正や、電磁的記録の記録媒体の取扱い等について御審議をいただきまして、制度の改善が図られたところでございます。

さらに、苦情処理に関しましては、個別案件の調査の結果、改善が必要と判断された事項について、この会議から、県の各実施機関に対して是正を求めまして、これを受けた各実施機関で適正な事務処理の徹底を図り、再発防止に努めるなど、運営の改善に努めております。

苦情申出は、昨年度は6件でしたが、今年度はすでに11件申出が出ておりまして、今年度後半に向け苦情処理調査部会を開催していく予定になっております。

情報公開推進会議の役割は、本県の情報公開制度の充実と円滑な運営に欠かせないものであり、その役割は益々大きくなるものと考えております。

委員の皆様の格別の御協力をお願い申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いたします。

事務局（酒井）

それでは次に、委員の皆様を御紹介させていただきます。お手元に委員名簿を配布させていただいております。私から本日御出席の8名の委員の方々を御紹介いたしますので、委員の皆様には、私の方からお名前をお呼びいたしましたら、恐れ入りますが、自己紹介等、一言頂戴できればと存じます。

始めに、松村 雅生委員。

- 松村会長 松村でございます。日本大学法科大学院で、情報法等を担当いたしております。よろしくお願いいたします。
- 事務局（酒井） 続きまして、佐野 善房委員。
- 佐野委員 佐野でございます。弁護士をしております。情報公開審査会の審査委員をやった経験がございますので、その経験を生かしまして、推進会議の活動にいくらか役に立てたらよいのかなというふうに思っております。どうぞよろしくお願いいたします。
- 事務局（酒井） 続きまして、末吉 永久委員。
- 末吉委員 弁護士の末吉と申します。情報公開を特に専門ということではないのですが、職業的な知識を生かして微力ながら尽力したいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。
- 事務局（酒井） 続きまして、橋本 拓朗委員
- 橋本委員 弁護士の橋本でございます。千葉県弁護士会の個人情報保護委員会で千葉県弁護士会の扱う個人情報の開示等に関わってまいりました。その経験を生かして努力したいと思います。よろしくお願いいたします。
- 事務局（酒井） 続きまして、大田 紀子委員
- 大田委員 千葉県PTA連絡協議会会長の大田と申します。一市民ではございますが、我々市民も審議に加わることで何かお伝えすることができればと思います。どうぞよろしくお願いいたします。
- 事務局（酒井） 続きまして、上谷 豪委員。
- 上谷委員 上谷でございます。千葉県の委託事業で中核地域生活支援センター事業を習志野圏域で受託しております。
- 業務内容ですが、鎌ヶ谷、習志野、八千代市の方で、生活のしづらさ相談を受けながら、どんな制度を活用していいのか、また、どんな方と出会っていった方が生活しやすくなるか等、相談者と一緒に考えていく福祉総合相談の業務です。よろしくお願いいたします。
- 事務局（酒井） 続きまして、桑波田 和子委員。
- 桑波田委員 桑波田です。私は、環境パートナーシップ千葉という環境団体の、市民と行政と共同で推進するという団体をやっております。こちらの方の会議では市民感覚、環境の視点で参加させていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。
- 事務局（酒井） 続きまして、中橋 一夫委員。
- 中橋 委員 長南町商工会会長の中橋でございます。何分不慣れですがけれども2年間一所懸命やらせていただきます。よろしくお願いいたします。

- 事務局（酒井） ありがとうございました。
- 次に、事務局職員の紹介をいたします。はじめに、政策法務課 高梨課長でございます。続きまして、政策法務課 鈴木副課長でございます。続きまして、政策法務課情報公開班 谷口班長でございます。続きまして政策法務課個人情報・相談調整班 飯田班長でございます。このほか、担当の班員が出席をいたしております。どうぞよろしくお願い申し上げます。
- それでは、本日の議題に入ります。はじめに、議題1、会長の選出等について、でございます。会議資料1ページの資料1を御覧ください。千葉県行政組織条例第30条第1項の規定により、会長及び副会長は委員の互選によってこれを定めるとされ、同条例第32条第1項の規定により、附属機関の会議は必要に応じて会長が招集し、会長が会議の議長となる、と定められております。
- 本日は、委員委嘱後、初めての推進会議ですので、はじめに、会長を選出する必要があります。会長は、委員の互選によって定めることとなっておりますので、委員の皆様からの指名推薦の方法により、会長を選出していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。
- 委員 異議なし。
- 事務局（酒井） ありがとうございます。指名推薦の方法について御了承いただきましたので、それでは、委員の皆様からの推薦をお願いしたいと思います。
- 桑波田委員 松村先生にお願いできたらと思います。
- 事務局（酒井） ただいま、桑波田委員から、松村委員の御指名がございましたが、いかがでしょうか。
- 委員 異議なし。
- 事務局（酒井） ありがとうございます。異議なしでございましたので、会長は松村委員にお願いすることといたします。それでは、松村委員が会長に選出されましたので、これからの議事進行は会長にお願いしたいと思います。松村会長は議長席へ移動をお願いします。
- 松村会長 それでは、皆さんに推薦をいただきまして、私が会長として、以後審議を進めさせていただきたいと思います。
- 会長就任にあたりまして、一言御挨拶をさせていただきたいと思います。
- 私は国の方で、情報公開法、個人情報保護法の制定、施行、それから、多くの自治体で、条例改正であるとか審議会等、いろいろやっております、大学の方でも長く情報公開、個人情報を担当いた

しております。

そういう中で、千葉県の本推進会議は大変ユニークな制度であります。個人情報保護制度の方は住民代表の方が参加して議事を審議する仕組みは多くの自治体で見られますが、情報公開制度の方では私の知る限りではほとんどありません。

かつ、こちらの方は主として苦情について担当するという大変ユニークな制度でありますし、私もこちらの方で何年かやっておりますけれど、大変、それなりの成果が上がっているのではないかと思います。

弁護士さんの専門的な御意見も当然いただきたい訳ですけど、また住民の方に、住民の立場で率直な御意見をいただきまして、千葉県の情報公開制度がより県民にとって使いやすいものになっていくように御協力をお願いします。よろしくをお願いします。

それでは議事に入ります前に、本日の会議録署名人を指名させていただきたいと思っております。会議録署名を佐野委員にお願いしたいと思っております。

佐野委員
松村会長

了解しました。

ありがとうございます。

次に、千葉県行政組織条例第30条第4項の規定において、副会長が置かれていない附属機関にあつては、会長に事故のあるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する者が会長の職務を代理するということが定められております。

従いまして、この職務代理者というものを指名する必要がございますけれども、これについても、従来からこの会議に参加いただいております佐野委員にお願いいたしたいと思っております。いかがでしょうか。

佐野委員
松村会長

はい、お受けいたします。

ありがとうございます。それでは佐野委員よろしくお願いたします。

それでは次に、苦情処理調査部会に属する委員の指名を行いたいと思っております。千葉県行政組織条例第33条第2項の規定において、部会に属すべき委員は会長が指名すると定められております。

苦情処理調査部会というのが、苦情処理等を行うためのものがあります。平成17年度の第1回推進会議で設置されているものでございます。この部会というのは、苦情の申出を受けて、第三者的立場から事情を調査、処理するという性格のものでございます。

従いまして、このような業務に精通されております弁護士さんを、このような苦情処理調査部会に所属していただいております。

佐野委員、末吉委員、橋本委員にお願いをいたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

佐野委員、末吉委員、橋本委員

お受けいたします。

松村会長

ありがとうございます。それでは、佐野委員、末吉委員、橋本委員に、苦情処理調査部会ということで、お願いをいたしたいと思います。

次に、苦情処理調査部会の部会長の選任をする必要がございます。千葉県行政組織条例第33条第3項で、部会委員の互選によって部会長を選任すると決められております。

部会委員の先生方がいかがでしょうか。

末吉委員

佐野弁護士にお願いしたいと思います。

松村会長

佐野委員、いかがでしょう。

佐野委員

はい、お受けいたします。

松村会長

はい、よろしくお願いいいたします。佐野委員に苦情処理調査部会長ということでよろしくお願いをいたしたいと思います。

それから、これは従来からそのような扱いをしてございますけれども、苦情処理調査部会による苦情処理の際、3名の委員だけではなくて、住民代表の方々にも、できるだけ御参加いただきたいということで、実際に苦情処理事案の調査をしていただく場合に、参加いただける委員の中から事前に御都合を確認させていただいて、できるだけ御参加いただくということをお願いしてございますので、その際は是非前向きに御検討いただけたらと考えております。

それでは以上で部会の構成等についての議題を終わりましたので、本日の議題の2、千葉県情報公開推進会議の組織について、事務局から御説明をお願いいたします。

事務局（谷口）

それでは、議題につきまして、私から御説明を申し上げます。

お手元の資料2を御覧ください。3ページになりますが、まず、千葉県情報公開推進会議につきまして、「1 設置の根拠等」の(1)、本推進会議の設置に至る経緯ですが、平成15年9月に、千葉県情報公開推進委員会の提言がございました。そして平成16年8月に千葉県情報公開審査会の答申がございました。

これらの諮問機関の提言、答申を踏まえまして、(2)に記載のと

おり、平成17年7月7日にこの推進会議が設置されました。

(3)の設置の趣旨ですが、情報公開制度の充実と円滑な運用のために、制度の運営の改善について、県民の意見を取り入れ検討し、また情報公開条例に関する苦情処理を行うことをその趣旨としております。

(4)の設置の根拠、(5)の権能等の規定については資料のとおりですが、条文の内容は(参考)に示してございます。

審議会などの附属機関を定める千葉県行政組織条例におきまして、第28条、第29条に定めております。審議会の担当事務としては、別表2において、情報公開制度の運営の改善に関する事項について調査審議し、これに関し必要と認める事項を知事に答申し、または建議すること、と定められております。

推進会議については、千葉県情報公開条例に更に規定があり、第27条の2第1項で、千葉県情報公開推進会議は、情報公開制度の運営の改善に関する事項について調査審議するため、必要な情報の提供を実施機関その他推進会議が必要と認めるものに求めることができること、第2項で、県民が情報公開制度の運営の改善に関する意見を推進会議に対して述べる旨の旨のこと、第3項、第4項では、実施機関の情報公開に係る事務について苦情があるときに、推進会議に対して、苦情の申出ができる旨と、その対応について定めております。

なお、申出ができない苦情として、審査会の調査権限についての苦情など、第3項第1号から第3号を定めております。第5項では委員の皆様には守秘義務が課されております。

次に4ページをお開きください。委員の具体的な活動についてですが、推進会議には大きく2つの活動がございます。

(1)情報公開制度の運営の改善について調査審議すること、(2)情報公開事務に関する苦情受付、第三者的立場から事情等を調査し、これらの苦情を処理する、というものです。

これらの2つの事項につきましては、お手元に配布の情報公開事務の手引き222ページ、千葉県情報公開推進会議の議事及び運営に関する要領を御覧ください。傍聴人の方には印刷でお配りしてございます。

制度の運営改善に係る調査審議につきましては、第2条で、調査審議の方法について規定しています。これに関連するものとして、第4条で、意見聴取の方法は情報公開条例第27条の2第2項の県

民からの意見について原則として定められた様式により聴取する旨定めています。

次に苦情処理につきまして説明いたします。第5条苦情の申出の方法では、苦情の申出は原則として申出書別記第2号様式により受け付け、第6条苦情の調査は、苦情の申出があった時は、苦情処理調査部会が調査を行うとしています。

苦情処理調査部会の設置につきましては、推進会議の部会として、申出のあった苦情を専任的に処理し、また、制度の円滑な運営に支障があると考えられる請求事案、支障事案等に係る調査を行うため、平成17年度第1回の推進会議において、部会方針が制定されました。

第6条から第9条は、苦情調査等について定めております。大まかな流れといたしましては、部会では部会長が調査委員を指名し、調査委員は苦情調査を行い、部会に報告します。

部会ではそれを検討し、苦情申出人に処理結果通知書を出します。検討結果において実施機関の対応に問題があると認められたときは、当該実施機関に対して是正等の意見を通知いたします。

第10条の推進会議への報告でございますが、苦情については、苦情処理調査部会が調査審議しますが、その処理に関する状況を推進会議に報告することになっております。

第11条から第13条には支障事案等調査とありますが、制度の円滑な運営に支障があると考えられる事案等について実施機関等の報告から苦情の申出と同様に苦情処理調査部会が調査のうえ推進会議に報告することとなっております。

推進会議では、苦情処理の報告支障事案等の報告、これらの報告から、制度の運用改善に向けた調査審議に入っていくということも考えています。

続きまして、資料の4ページにお戻りいただければと思います。

情報公開推進会議の調査実績でございます。まず平成25年から27年7月までの、前の任期となります第5期の活動実績でございますけれども、(1)会議(全体会)の開催の状況です。任期の2年間にア及びイに記載のとおり、任期の期間に2回の会議が行われ、知事の保有する行政文書の開示等に関する規則等の改正や部会が処理した苦情処理結果の報告等について、それに係る議論等が行われました。

次に、(2)苦情処理調査部会の開催状況です。先程説明しました

とおり、苦情に係る調査を行った調査委員は、調査の結果を部会に報告し、部会において苦情処理に関する検討を行うこととなっております。苦情処理調査部会は、各年度2回程度開催しております。

次に、5ページを御覧ください。苦情処理についてです。苦情処理の結果、実施機関に対して改善の必要が認められる事項について今までは是正を求めた内容としては、主なものとして7つほど掲げてあります。こちらの①から⑦に記載のとおりでございます。

参考の苦情処理状況の一覧表がございますとおり、平成26年度は6件の苦情のうち、実施機関に是正を求める事案は2件、これは、⑥に分類されます文書の処理などの関係で是正通知をしました。また推進会議が設置されてから平成26年度までの合計は、165件の苦情のうち、37件について実施機関に是正を求めています。

なお、平成27年度につきましては、本日現在で12件の苦情の申出があり、申出内容については既に実施機関に知らせておりますが、今後苦情処理調査部会において、調査をお願いしたいと思っております。

資料の6ページをお開きください。苦情処理調査部会の運営についてですが、議題1で弁護士の3人の方が委員に選出されましたが、部会の苦情処理には住民の代表委員の方にもできるだけ参加していただくことをお願いしております。6ページの資料はそうした委員の職務等について定めたものです。

住民代表委員の苦情処理の参加につきましては、幅広い意見をこの苦情処理に反映させる観点からは是非積極的に御参加いただければと思います。

なお、平成27年度の苦情申出の割り振りににつきましては、部会長の御判断を受けました各委員に調査していただくこととなりますのでよろしく申し上げます。

それでは、議題3の、開示請求等運用状況について資料の3、4で説明させていただきます。

7ページの資料3を御覧ください。本県の情報公開制度の沿革につきまして簡単に表にしたものでございます。昭和63年10月に千葉県公文書公開条例の施行からスタートいたしました。そして情報公開法の制定に合わせまして、平成13年4月に現在の千葉県情報公開条例が施行されました。なお、この施行に合わせまして、県が作成する行政資料を有償で提供する行政資料有償頒布実施要綱や県政情報の公表に関して定めた、県政情報の公表に関する要綱が併

せて施行されました。

その後の大きな改正といたしましては平成17年4月に条例の一部改正で情報公開推進会議の設置や開示請求対象文書の拡大、決裁文書から組織共用文書も対象にすることなどを新たに加えました。

事務局（飯田） それでは、運用状況等における開示請求等の状況を、私、個人情報相談調整班の飯田から御説明いたします。同じ資料9ページをお開きいただきたいと思います。

まず一番上の（1）の表ですが、開示請求等の件数の推移です。御覧の表は、請求件数と請求者数を平成15年度分から併記してございます。請求件数とは、原則として、当該年度に開示・不開示等の行われた行政文書の件数となっております。

平成26年度は、16,122件の請求件数が577名の開示請求者によって行われたという状況でございます。

御覧になっていただくと分かりますように、請求件数は、不正経理問題等の関係から、平成22年度に54,999件となっておりますが、それをピークに減少し、平成25年度、26年度は、10,000件台で推移しております。

また、請求人数は、実際に情報公開請求をした実人数であります。平成15年度は288名であったものが徐々に増加し、平成25年度、26年度は500名を超えております。傾向を見ますと、年々利用者の範囲が広がっていることが読み取れると思います。

次に、（2）の実施機関別請求件数でございますが、各年度とも、知事部局と教育委員会への請求で全体の8割以上を占めております。ちなみに平成26年度は、知事部局が6,768件で42%、教育委員会は6,885件で42.7%となっております。

なお、平成26年度に知事部局の請求が減少した一方で、教育委員会への請求が前年度から倍増しております。教育委員会への請求が増加したのは、特定の課や学校等に対して集中的な開示請求が行われた影響があるかと思えます。

次に、（3）の表でございますが、請求件数及び開示等の実施の状況です。請求件数に対し、開示決定等を行った割合が示されておりますが、請求に対する決定は全部開示に部分開示を加えた割合、つまり、何らかの情報が開示されたものの割合はほとんどの年度で9割を超えております。

また、平成26年度で見ますと、不開示決定が1,200件、7.4%でございますが、このうち1,012件、84%は、請求に係る

文書を作成又は取得していないなどの文書の不存在によるものであります。

却下が4件ございますが、却下とは、例えば、刑事訴訟法の訴訟に関する書類や文書館等で一般に閲覧・貸し出しが行われているものなど、条例の適用除外のものや、請求内容から対象文書の特性が不能であった場合などに却下が行われますが、平成26年度のもの、いずれも適用除外のものであります。

次に、資料10ページをお開きください。請求件数の他県との比較ですが、他県の26年度データが今のところまだ確認できませんので、25年度までの比較となっております。東京都を除くと、開示請求は開示決定等を行った行政文書の件数となっております。つまり千葉県と同じベースでの比較でございますが、御覧になりますと、千葉県は関東近県でも請求件数が特に多い県であることがお分かりになると思います。

次に、3不服申立ての状況について御説明いたします。まず、(1)不服申立ての事案の推移ですが、平成15年度以降各年度とも数十件の不服申立てが提起されており、平成26年度も26件の不服申立てが提起されております。

不服申立ての処理状況については、(2)が現在の情報公開条例が施行された平成13年度からの累計となっております。

(3)が平成26年度の処理状況です。まず、累計で見ますと、処理された不服申立てが553件ありまして、そのうち435件が処理済みであります。118件が処理中となっております。

なお、処理中における審議中とは、情報公開審査会での審議に係っているもの、また、検討中とは、実施機関において先ず原処分の見直し等のため、情報公開審査会への諮問に至る前のものと、情報公開審査会からの答申を受けたのですが、それに対する不服申立てに対する裁決決定処理を完結していないものであります。

26年度の処理状況については、情報公開審査会の答申を受けて、裁決決定処理を完結したもの等の件数となっております。

運用状況につきましては以上のおりとなります。よろしく御願いたします。

松村会長

ありがとうございました。ところで、議題の2と3について、2の方は規定等の御説明ですから、御意見・御質問も少ないかと思いますが、それから今の開示請求等の運用状況について、何か御質問とか御意見があれば、委員の方からお伺いしたいと思っております。

いかがでしょうか。

まず私の方からちょっと質問をさせていただきたいと思うのですが、いつも問題になるのですけれども、9ページの請求件数を、行政文書単位でカウントするので多く見えるのではないかという従来の議論がありますよね。一人が請求したときにいろんな対象文書が大量に入っている場合は、その対象文書ごとにカウントするから通常より請求件数が多く見えるのではないかという議論が実はあるのですが、ただ、次の10ページのところを見ますと、関東の他の県も結構多いですね。これはどう考えたらよろしいのでしょうか。

事務局（飯田） 請求件数をどのようにとらえるかという問題については、たびたび、文書数で数えるのか、決定件数で数えるのかということで疑問も呈されてきたことかと思いますが、関東近県では、東京都が決定件数を1件と数えるのですが、他の県につきましては全て、例えば、「〇〇の許可申請書」とあった場合に、許可申請書が10件特定されたのであれば、それは10件の請求件数だというカウントをして、ほぼこれは平成13年度に情報公開条例が設定された頃から、そういうカウントの仕方になっておるかと思います。

松村会長 東京都は、請求の件数ですか？

事務局（飯田） 処分の件数です。

松村会長 処分の件数。そうすると、千葉県と同じような考え方となるのですか。

事務局（飯田） 東京都の場合には、例えば、先程の例ですと、許可申請書が10件綴られていた文書を特定して決定した場合には、それは処分数ですから1件になります。ところが、千葉県とか他の県については、10件の許可申請書がつづられていた文書を特定した場合には、開示すべき許可文書が10件あるわけですから、10件と数えている、という違いがあるかと思いますが。

松村会長 要するに、請求段階で1つの申請を出して10の許可証が入った場合、千葉県の場合は10になる訳ですね。東京都は処理の段階で、10件の対象文書が入っていたら文書ごとに決定を行いますから10件になるわけですね。同じではないですか。

事務局（飯田） 東京都の場合を正確に把握している訳ではございませんが、10の許可書ごとに決定は行わずに、10件の対象文書について、1件の開示・不開示・部分開示決定等が行われるということであると理解しています。

松村会長 では、請求の段階でも、一人が請求すれば1件で、対象文書がい

くつ入っていても1件という処理をしているということなので、千葉県よりも少なく見えるけれども、実は、千葉県のカウントをすれば多くなるということがまず一つですね。それからもう一つ、茨城、栃木等の東京・千葉以外の都道府県については。

事務局（飯田） 東京以外の県につきましては、千葉県と同様に、10の許可証がつづられていた文書を特定すれば、10件とカウントしています。千葉県と同じベースでございます。

松村会長 では、茨城はちょっと少ないですけども、他の関東の県と、ちょっと多いですがあまり変わらないと。東京都は、数は少なく見えるけれども、もっと多いということですね。分かりました。もう一点お尋ねしたいのですけれども、10ページの3の(2)のですね、取下げというのが非常に多いのですけれども、これは何か理由が御ありでしょうか。

事務局（飯田） はい、この取下げにつきましてはですね、過去に数多くの不服申立てをされていた方がお亡くなりになった関係がございまして、不服申立てが相続されないということですので、それを取下げに区分して集計しております。

佐野委員 一点確認なのですが、今、会長が質問されていたのと同じになるかもしれないのですが、そうすると、東京都のカウント方法を、ほかの県と同じようにやってしまうと、今ここで出ている11, 122がとてつもなく大きな数字になってしまうということになる訳ですか。

事務局（飯田） 東京都の文書件数での集計が公表されておきませんので、正確なところは申し上げられませんが、1請求につき1文書というのが結構な数がございまして、これが、11, 122が何倍にも膨れ上がってしまうというような事態は想定されないように思います。

例えば、東京都が文書件数2件で換算した場合であっても、22, 000程度になるのですけれども、それが千葉県における平成20年度、21年度、22年度と比較しましても、それほど飛びぬけた数字、特異な事象にはならないかと思えます。

佐野委員 はい。それからもう一点、(2)の審査会で審議中の案件が79件ということなのですが、審査会の諮問から決定まで平均的にどれくらいの期間がかかっているのですか。分かったら教えてください。

事務局（谷口） 諮問されてから答申まで、およそ2年半くらいかかっております。

佐野委員 2年半。はい、ありがとうございます。

上谷委員 先程の10ページの請求件数のところですが、カウント件数がやはり同じカウント方法の方が各県の比較になるのかなと思っておりまして、また、人口がどれくらいいるのか、また、カウント件数に対しての実人数も出していただいた方が、ほかの県との比較で、ああ、この県は多いのかなあ、と見られるかと思うので、もしできるのであれば、実人数とカウント件数の同じ県で表にさせていただければと思います。

松村会長 いかがですか。

事務局（飯田） こちらは調べてみないと分からないですが、各県の公表対応の中に統計として実人数をとっているかどうか、いま不明ですので、後日確認してみたいと思います。

上谷委員 よろしくをお願いします。

松村会長 私の方からもコメントさせていただきますが、東京都方式が実態を表すのか、千葉県方式が実態を表すのか、というのは見方によるんですよね。ある人が請求する時に、いろんな種類の文書、ABCという請求をする場合がありますけれども、それは同じ人が一度に請求した場合でもABCという3つの請求があったと考えるのが多分実態に合うだろうと思います。

ところが、許認可台帳の請求をした場合に、許認可の台帳の自治体によってはそういうことをやっているところもありますけれど、1枚1枚を件数でカウントすると、大変数が多くなるのですね、その場合には、やはり1枚1枚ではなくて一つの件数があったという方が、我々の感覚としては開示請求を何回利用したかという観点で言うと1つでカウントしたほうがいいのではないかと思うのですよ。

いずれにしても、どちらをカウントしても、内容が3つにわかれている場合には3つにカウントして、同じ文書だったらそれを1件にカウントするという、それを分ければ実態に近づくのでしょうか、そこまでやるのは手間なので、いずれにしてもどれだけ利用されているかというのを見るときには非常に中途半端と言いますか、ジレンマがあるのは確かだと思います。違う請求をまとめて請求される場合と、同じ請求がたまたまたくさんの行政文書に該当するという場合とあるのですね。

私の方から一つお願いがございまして、他の自治体では開示請求について、組織別にみると大体の傾向は分かるんですけども、およそこの請求の分類ごとに開示請求の中身を少し御説明いただく資料をつけていただくと、この会議は情報公開制度の運営の改善とい

うことを趣旨としていますが、いったい情報公開制度がどういうふうに使われているのかという感触を持ちたいというか、感触を持っていただいたほうが委員さんもいいのではないかと思うのですが。

次回からで結構ですがそういう検討をお願いできたらいいなと思っておりますがよろしいでしょうか。

末吉委員

質問なのですがよろしいでしょうか。9ページの(1)の請求件数と請求者数の記載のところの請求者数ですが、これは延べ人数ということでしょうか。5ページの苦情申出の段階で実人数2名などと書かれているのですが、請求者数も、同じ方が2回すればそれは別に2人ということになるのか。

事務局(飯田)

説明が足りず申し訳ありません。実人数というのは、一人の人が何回繰り返しても一人としてカウントするというカウントの仕方です。やった場合が実人数と申し上げまして。

末吉委員

それは5ページの記載の場合ですね。5ページ、苦情処理状況についてのところには、一番下、申出実人数2名という。

事務局(飯田)

そうです。

末吉委員

その場合には何回やっても、ということですね。

事務局(飯田)

そうです。

末吉委員

9ページの方は、そうではなくて延べ人数が。

事務局(飯田)

いいえ、これも実人数で577人。ちなみに、延べ人数でカウントしますと、平成26年度は3,600名余りの方が利用されております。

末吉委員

そうするとこの請求者数は、実人数ということなのですか。

事務局(飯田)

そういうことです。

末吉委員

はい、分かりました。

松村会長

そうですか、少なくとも延べ人数をまず書くというのが、そのあとに実人数を書くにしても、およそ常識的なような気がします。私は延べ人数だと思っていましたけど。

事務局(飯田)

申し訳ありませんでした。

松村会長

いえいえ、申し訳ないというよりも、多分、何回請求があったか、行ったかということと、では、それが実際は何人の、重なりを除けばどうなるかということは、また別の話なので、まず延べ人数があった方が分かりやすいかなと思います。

末吉委員

もう一つこれに関連したことでいいですか。そうすると10ページの(4)請求件数の比較において東京都と千葉の比較をすると、おおむね延べ人数の3千いくつが東京都の請求件数と比較すべき千

葉県の数値ということになるのですか。

事務局（飯田） いえ、一人の方が一回の請求で1枚だけ持ってくるということは必ずしもありませんので、10枚20枚と持っていらっしゃる方もいますし、延べの利用人数が必ずしも決定件数に一致するわけではございません。

末吉委員 なるほど、そうすると10枚20枚開示請求の書面を持ってくると、それは延べ人数としては一人のカウントだけれど、件数的には10枚の請求書を持ってくれば10件になると、そういうことでしょうか。

事務局（飯田） そうです。

末吉委員 分かりました。

松村会長 他にいかがでしょうか。

事務局（谷口） 委員長、3の議題ですが、11ページ以降の説明をさせていただきます。よろしいでしょうか。

松村会長 はい。それではお願いします。

事務局（谷口） それでは11ページの資料4を御覧ください。本県の情報提供の状況についてです。千葉県では開示請求による情報公開と併せまして、県政に関する情報を積極的に提供、公表することに努めております。

情報公開条例では、情報公開の総合的な推進ということで、第26条、第27条に定めがあります。まず、1県政情報の公表についてですが、県の基本計画、主要事業の状況、県民生活の安全と密接に関係する情報などを県民に積極的に公表するため、県政情報の公表に関する要綱を制定し、千葉県文書館の行政資料室において、その情報を公開しております。平成26年度の公表資料件数は、1,953件となっております。

12ページを御覧ください。主な公表情報については、各部ごとに一覧表にしてあります。公表情報としましては、知事等交際費執行状況、放射性物質検査結果関係、健康影響情報関係など、県民の関心の高い情報を公表しております。

再度11ページにお戻りいただきたいと思います。本県では、平成8年5月から千葉県ホームページを開設し、県政情報などの情報提供を行っています。アクセス数は、一覧表のとおりでございます。平成27年度におきましてもリニューアルが行われまして、公表情報も充実させてきているところです。

2行政資料有償頒布について、でございますけれども、県の作成

する行政資料の一部について、文書館において、一般県民向けに販売しております。平成26年度の頒布状況は、約272種類につきまして販売いたしました。主なものにつきましては、13ページに記載してありますので御覧ください。

13ページの表でございますが、上の表に26年度の一覧表があります。販売部数が最も多かったのは「千葉県職員録」です。その他では、「公用文作成の手引き」などが多くなっています。

以上で議題3の説明を終わります。

松村会長

はい、ありがとうございます。私の不手際で議題の3の途中で御質問等いただいた訳ですけれども、残りの部分につきまして、あるいはその前の部分でももちろん結構ですけれども、御質問・御意見をいただければと思います。いかがでしょうか。

佐野委員

確認なのですが、文書館で公開しているということですが、公開されている文書について開示請求があったら却下ということになるわけですか。

事務局（鈴木）

一応、ご指摘のとおり、条例の適用除外になりますので、単に手続きを進めると却下という扱いになってしまうのですが、却下はこちらとしては、あまりやりたくないの、開示請求者に事情を説明して図書館にご案内するなどして、取下げをお願いするような運用をしております。

松村会長

ほかにごございますか。条例で、販売しているものと、文書館、博物館等に公開のために保存されているものは、対象外という整理になっておりまして、単に公表したからというので自動的に外れる仕組みにはなっていません。

国の方でもそういうことについて情報公開請求等あった例があるのですが、総務省はなぜかそれが対象外であるとしてしまったのですが、仮にそういうものが来たら情報を提供してしまうということが一番ですね。

ちなみに、国の場合も、例えば国交省は3万件を超える開示請求が来ておりまして、ほとんどが個人なのです。これには往生しておりまして、少なくとも一回開示請求があったものについては来たら出す。そのマニュアルの中には、庁内に置いたパソコンでデータを取れるというようなことをやっております。

更に、政府としては、一回開示請求があったものから更に踏み込んで、当然開示が予定されるものについては、情報を提供したらどうだという各省申し合わせをしております。

情報公開条例も多分どこかに書いてあると思うのですが、開示請求をしなくても、最終的に開示になるような情報については積極的に提供していただくのではないかと、その方がお互いのためでしょう、という大きな流れになっております。

千葉県の方も要綱等が整備されているのですが、もう少しその辺を状況に応じて踏み込んでいただければ、事務負担も軽くなるということがあります。情報提供というのは積極的に進めていただければいいのではないかなと思っております。よろしゅうございましょうか。

それでは、次の議題4ということで工事等の金額入り設計書の交付手続きの見直しについて事務局から御説明をお願いいたします。

事務局（飯田） 資料5につきまして御説明させていただきます。工事等の金額入り設計書の交付手続きの見直しについて、でございます。

まず入札等の背景を御説明しないとお分かりにならないと思いますが、公共事業で行われる工事や委託等の契約は、大多数の場合が入札により執行されております。その際には、予定価格というものが設定されますが、その予定価格の基礎となるものが、いわゆる設計書になります。設計内訳書とか設計書とか呼ばれるものです。

通常の場合、予定価格は事前に公表されますが、最低制限価格というもの、あるいは調査価格というものがありまして、予定価格以下のものであったが、工事の技術的な確保が難しいなどの理由で落札できない、失格になってしまうというような額があるのですが、そういった額や入札予定価格を設定する前の段階の設計書が、金額入り設計書でございます。

では、1の概要から御説明させていただきます。

入札に参加しようとする事業者にとっては、過去の入札において設定された最低制限価格等の検証や積算の研究のために、入札執行済みの工事等の金額入り設計書を入手することが有益となり、これらの情報を開示請求するケースが近年特に増加しております。

先程、これは会長から国交省の例を御紹介いただきましたが、千葉県においても例外ではないという状況でございます。

そこで、事業者の利便性の向上と、実施機関の事務負担の軽減のため、開示請求に依らなくても、これらの情報を提供する新たな枠組みを設けようとするものでございます。

2の現状の手続きと問題点でございますが、開示決定等の件数を基準にカウントした場合、これは正確な統計の数字ではありません

が、約6,000件に対して2,000件を超えるまでに工事の金額入り設計書の件数が増加する傾向にあります。

また、積算単価というものが、公共工事の場合、公表されている場合が多く、ごく一部の例外を除いて全部開示としてきたこれまでの実績から、情報提供が可能と考えられますが、一般の開示請求手続きに依っているため、実施機関には事務負担の増加、事業者にも迅速な情報の入手の妨げとなっております。

具体的には、次の表に整理しました。

まず、開示請求書の提出ですが、開示請求書の様式中の行政文書の件名又は内容が、一般的な記載となっているので、発注機関とか開札日とか工事案件とか特定のために必要な情報が、事業者は知っているのですが、請求書に書かれずに発注事務所の検索や、工事案件の確認に窓口や担当課の相当な負担になっているということがございます。

ちなみに一般の開示請求書はどのような様式になっているかというと、手引きの178ページを御覧ください。御覧のように開示請求する行政文書の件名又は内容ということで、これは知りたい情報をフリーに書いていただけるようになっておりますので、必ずしも発注機関とか開札日とか、工事名とか、そういった情報が書かれないケースが多くなっております。

窓口対応の場合には、その際を書いていただけますかということで当然対応するのですが、ファックスによる提出が多いものことから、そうしますと、発注機関の分からないまま、そこを検索する手間が相当な事務負担となっております。

次に、開示決定に伴う通知書の作成ですが、情報提供の場合であれば、提供する際に、決定という処分行為がいらないのですが、開示請求として受け付けますので、開示決定通知書の作成や押印の事務が時間を要している。それと、交付申請書の作成ですが、全ての事業者がほとんどCD-Rによる交付を前提に請求しているにもかかわらず、開示決定等を行ったうえで、交付の段階で、更に写し等の交付申請書の作成を求めている。これらの問題があります。

そこで、3の改善案ですが、工事等の金額入り設計書の写しについて、別紙見直し案フロー図のとおり、開示決定通知書の作成を不要とするなど、より簡易な方法で提供することとしたい。そのために別紙2の要領を実施機関ごとに設定しまして、開示請求と異なる情報提供制度を新設したい、この点から説明してまいります。4

の他県の状況ですが、本年5月20日に調査したところ、東京、神奈川、埼玉等の12の都道府県において開示請求と異なる簡便な手続きによる情報提供を行っていることが分かりました。

それでは、16ページを御覧いただきたいのですが、見直し案のフロー図でございます。現行制度の左側の方を御覧いただきますと、開示請求書を受け付け、受付システム登録で受付番号を付番して、それで所属案件確認となります。これは担当課所に電話で個別の確認をとっております。

そこで、担当課が特定されますと、そこへ、送付決裁をとって、公開主任というものを置いているのですけれども、そちらを経由して請求書を担当課所の方に配布する。それで、担当課所の方ではシステムにより決定通知書を作成して決裁をとり、情報公開センターの方に公印を押印して通知書を届けると。また、開示物を同時に作成して、開示物を持ち込むと。

それを受け取った情報公開センターから開示請求者に連絡をして、連絡を受領した請求者は窓口に来庁し、その場で改めて写しの交付申請書というものを作成し、それを提出して、費用徴収の上、引き渡しという流れになっております。

それから、見直し案では、開示請求に依らずに、交付申請書を予めいただき、それで独自の体制の付番をすることで、案件確認をこの段階で省略できると。

それでさらに、開示決定通知書の通知行為も必要ありませんので、担当課所は申請書を受領したら開示するものそのものを作成して情報公開センターの方に持ち込み、連絡をして取りに来てもらう、という、至ってシンプルな形に改めたいということでございます。

そのための要領なのですが、17ページを御覧いただきたいと思っております。目的の方は、いま御説明してきたことでお分かりだと思いますが、2の交付の対象となる工事とは契約の締結が完了したものの、議会で議決を要すべき契約については、当該議決を経たものとする。これは何かと言いますと、契約が結ばれてはじめて契約行為が完成しますので、その契約がまだ未締結の段階で金入り設計書を公開してしまいますと、やがて契約辞退とか、契約が不成立という事態があった場合に、再入札ができなくなる等の支障がありますので、契約が完結したものとしたい、ということです。

3番で交付する金額入り請求書の範囲ですが、原則として次の情報を除いた範囲です。まず、農林水産部で積算システムで使用する

設定されたコードなのですが、これは積算システムの契約上、コードを公表しないという取決めになっているので、契約上開示できないということでございます。こちらの方は除いた情報にしたい。そのほか、仮に、条例第8条各号の不開示情報に該当する部分があった場合には、これを除いた情報ということです。

今後の申請は、交付申請書とその窓口と出先機関窓口のいずれかに提出すると、交付の期限は原則として交付申請書の受付を行ってから30日以内です。交付の費用の徴収については、事務取扱要綱の第4の8で現在行われている徴収の例に従って行っていきます。これは来年度の4月1日から実施に移してはどうかということでございます。

今出てまいりました、交付の申請書の様式を、現時点での案ですが18ページの方に掲げています。これが開示請求書に代わって提出されるようになる交付申請書の案ですが、中段の記のところを御覧になっていただければお分かりになりますように、工事特有の発注所属であるとか、開札日であるとか、契約日、工事件名、こういったものを明記して提出するようになっております。これであれば、発注所属が分からないまま受け付けることもなく、事業者の方も申請の方法が非常に分かりやすく簡便な方法になろうかと思っておりますので、そういった配慮からこういった案を考えてみました。

参考の方を説明させていただきますが、19ページを御覧ください。1の金額入り設計書の開示請求が増加する理由ですが、先程冒頭でお話ししましたとおり、工事等の入札については予定価格を公表しているのですが、代わって最低制限価格、これ以下の金額だから契約しない、という額は設計項目、直接工事費であるとか現場管理費であるとかそういった工事項目ごとにパーセンテージが設定されているので、入札の段階では、いくらが最低制限価格か分からなくなっている、後でそれを検証しておかないと次の入札等において支障が出るというような背景がありまして、それで金額入り設計書の開示請求が非常に増えております。

2で、全部開示での対応の比率ですが、ほとんどの場合は、全て情報提供が可能な状況でありまして、先ほど言いましたように、農林水産部の工事の設定コード、そういったものが不開示になる割合は、全部開示が98.7パーセントに対して1.3パーセントにすぎないという状況であります。

3の件数の変遷ですが、23年度以降26年度まで、これは提供

したCD-Rの件数で比較しておりますが、年々増加して今後も増えていくことが見込まれる状況であります。

4ということで金額入り設計書で不開示となった情報ということで、先程農林水産部で使われた、設定されたコードなどがありまして、後は一般社団法人の経済調査会等が刊行している積算資料というものがあるのですが、その中から公共工事について使用された単価については、発行者の方から3カ月以内の公表は行わないようにという要請があつて、不開示とするケースがあります。部分開示1.3パーセントの中で不開示としたものはそういった内容でございます。

5として、現在行われている情報提供の対象項目ですが、既に、同様の方法で開示請求によらずに対応しているものが、食品営業許可情報であるとか、建築計画概要書、宅地建物取引業者一覧とか医療法人の事業報告書、これらのものは、開示請求によらずに対応しております。

20ページを御覧ください。それでは、この情報提供というものが、法体系上どのように整備されるのかといいますと、現行の方では、情報公開条例第7条の情報公開請求書の提出から始まって開示決定の内容を書面により通知するとか開示の実施とかということで、この線に則って定めておりますが、変更後は、情報公開条例の第26条に、県は、情報提供に関する施策の充実を図り、県民が情報を迅速かつ容易に得られるよう、情報公開の総合的な推進に努めることとする。これを大きな根拠といたしまして、事務取扱要綱の情報提供の方で既に公表されているものなどで、対応が可能なものについて、ここでは対応が可能と考えられますので、求めに応じるよう努める、というところで解釈をいたしまして情報提供の施策に移行したいということでございます。

当課としては受け付け体制の新設として先程のように取扱要領を制定して対応したいということです。

7番に他の方法に対する検討が書いてありますが、例えば、インターネット等を通じて閲覧してしまえばどうかということがございますが、それは実際に、他県の例なのですが、インターネット等を通じて設計内容を公表するような制度を持っているそうなのですが、実情を聞きますと、設計のコンサルタント会社の方から、無秩序な公表はやめてくれという意見が強く、実際には開示請求をさせまして、IDコードとかパスワードとかを開示決定の中でお知らせして、

それを使って開示を与えるということの事務改善にも、事業者のメリットにもそれ程ならない面もあるのかなということがありましたので、こちらでは交付申請書を提出した方法をとりたいということでございます。

また、(2)にありますように、インターネットによる公表とするためには、システムの構築が必要となり、新たな投資が必要となる可能性もございます。

以上で御説明を終わります。よろしく願いいたします。

松村会長 ありがとうございます。開示請求によらず情報提供をすると決めたことは非常に情報公開全体としてはいいことだと思います。それでまず一点ちょっと基本的なことをお伺いしたいのですが、この議題4というのは、我々は報告を受けているのか、それとも会議として審議を求められているのか、審議を求められている場合には、その根拠の条文は何なのか教えていただけますか。

事務局（飯田） 制度の運営の改善に関する事項に含まれるかと思ひまして、御意見を伺いたいという趣旨で議題とさせていただきます。

松村会長 条例の何条になりますか。

事務局（飯田） 資料の3ページの別表2、情報公開推進会議の担任する事務を御覧ください。先程の推進会議の報告の中でもございましたが、昨年度、電磁的記録の記録媒体の取扱いについて、制度の運営の改善に関係するという御意見を承ったところでもございましたので、今回のこの件も同様に考えまして、推進会議の御意見を承ろうということで、議題としたところでございます。

松村会長 はい、分かりました。ついでなのですが、このある工事について、情報公開条例上の開示請求が出た後のものだけを対象にするのか、開示請求が出る前のものも、この情報提供で対応するのか、そのところも確認したいのですが。

事務局（飯田） 開示請求が出た後のものだけということは考えておりませんが、開示請求が出ていなくても、情報提供依頼があったものについては応じるつもりの設計になっております。

松村会長 はい、分かりました。御質問、御意見、どうぞ。

橋本委員 橋本でございます。積極的に情報提供する仕組みというのは大変いいと思うのですが、実際に今までは開示請求の形で行われていたわけで、開示請求の手続きに来た、ないしは出した人が、こういう手続きがありますよということで情報の提供の手続きに乗せると。その時に、過去の情報公開の手続きに従って請求をしているけれど

も、この情報提供によって情報提供を受けたという状況ができた場合、情報公開と提供の関係はどうなるのかという疑問が生ずるのですが。

事務局（飯田） あえて開示請求をしようという方に対してまで、情報提供があるからと言って開示請求を拒むことはできませんので、情報提供依頼の制度があつて、もっと簡易に入手することができますよということを窓口で丁寧に説明していくことを考えております。もし、あえて開示請求をするということであれば、従来の方で、情報公開条例の手続きによるしかないかなと考えております。

橋本委員 開示請求の手続きを取ったまま、情報提供を受けたという状況ができた場合、どうするとか。

事務局（飯田） 失礼しました。そういった場合であれば、現在でも開示請求を受けた者が、担当課所に確認したところ、情報提供で対応可能であると判明した場合には、開示請求者の方に説明いたしまして、開示請求の方を取り下げませんか、というような説明をして取下書を提出していただいて、情報提供の方をそのまま進めるという扱いをしております。

事務局（鈴木） つまり、運用上はそういう形になるのですが、先生の御質問に簡潔にお答えしますと、開示請求に基づく決定を行うということでございます。情報提供を行っておりますということは、事実上、知っているんですけども、請求したものが残っていますので、それに対する決定等を行うとなっております。ダブルになってしまいますが、そういう手続きを行っております。

橋本委員 となると、情報公開の窓口の負担軽減を目的にして、これが導入されるけれども、手続きは二重になるのでは負担軽減としての効果が一定程度削減されてしまうのではないかと、思われるのですが。

事務局（飯田） それにつきましては今の段階で推進会議の御意見をいただきまして、ある程度方針が決まりましたら、いろんな周知方法を考えまして、そういったケースにならないように十分な準備を図っていきたいと思います。

橋本委員 情報提供の手続きが新たに定められるのに併せて、既に情報提供などで情報が出ている場合には、例えば情報公開の手続きの中では取下げを促すことができるなど条例の改正、改題というようなことを行っていくことはしないのでしょうか。

事務局（高梨） 開示請求というのは県民の方に与えられた権利になりますので、県側が、情報提供がありますから取り下げてくださいというのは、

松村会長

実情としては日常的と言っては失礼ですが、そういった場合は相手の方も要は情報が見たい、欲しいということですので、より簡便に、これですぐお渡しできますが、というのであれば、開示請求者はそれでいいですということが、事実上は窓口の段階としては多いです。

条例上、情報を得ているのだから、あなたの請求権を取り下げよう形を県が誘導できるといいますか、そういったアプローチができるということを、県側から県民の方の権利を制約するようなことを定めるのは、なかなか難しいのではないかなと思っております。

あの、よろしいですか。私どもの説明をいたしますが、開示請求権の対象外というのは2条に厳格に決められているのですね。情報提供を積極的にやれということについては、橋本委員は、ああおっしゃられたのですけれども、ものすごく軽減されます。

開示請求を受けて、処分として行っているのは非常に行政としては手続きを要することですので、それを速やかに提供できるということは、行政側の負担としても非常に軽くなりますし、請求側にとっても、時間的なロスとか。

それからですね、実は、あることを知りたいと言って開示請求を出した場合に、分厚い報告書が対象となるということはよくあるのです。情報公開請求というものは文書単位ということになっておりまして、最高裁も、文書単位という報告書があるわけです。そうすると、ほんの一部のことを知りたいのに、行政側も、一所懸命部分開示とかをやらないとならないし、請求者も余分な時間がかかった上に、たくさんのお金を払って受け取らなければならないなど非常に開示請求権の行使というのはお互いに不便な面がいっぱいあります。

知りたいところを知りたい形で、この場合、特にまたCD化というのをしますけれど、速やかに手に入るというのは非常に行政側にとっても、請求者の側にとっても大きなメリットがあります。

これは、最近の制度までは、開示請求の前からやれという申し合わせはしましたし、それから、今最後におっしゃったことについては、これは非常に、かなり情報公開制度の根源的な部分が実は関わっておりまして、情報提供をやるのはいいよと、どんどんやれ、でも、最終的におかしいではないか、隠しているとか、一部不都合な部分は出さないではないかという、どうしても国民の不信感みたいなもの残る可能性だってあります。

その時には開示請求権というのは最終的に担保されている。そう

いう状態で情報提供というのを進める。それについておかしいと思えば国民は開示請求権という形で、行政文書を権利として請求できる。県は、権利はやはりきちんと残しておく。もちろん、縦覧については条例で一部については、やっていますけれども、そこは情報提供についても必ず開示請求権を残しておくという点では、やはり情報公開制度について、かなりの基本的な部分ですね。

それから、まあ条例で促すのは、また各論争で関連してきますが、多分、あまり情報公開制度の趣旨に合わないのではないかな、と私は思います。

橋本委員

あの、先生のおっしゃっていることはごもっともだし、積極的な情報提供をするべきだというのはそのとおりだという前提で、この手続きを導入するのなら、特にお互いの負担軽減であるということ考えた場合に、情報公開の請求そのものが残り続けて、そっちの決定をしなければいけないとすると、軽減策に一定程度効果の点で劣る部分が出てきてしまうのではないかなと。

より効果的に、そこを動かす方法があるわけではないか。そこで考えたときに、今、促すというのは、条例に何の根拠もなく、お願いベースでやっている話であって、それが県民の側から見たときに、それは何の根拠があるのですか、と、疑問が生ずるのではないかというようなことも考えて、明確な根拠を与えるべきではないのかというような意識のもとで発言をしたという趣旨なのです。

松村会長

まあ、それはそのような考え方もあるのかもしれませんが、あくまでも開示請求権というのは条例で定めのごく限定的な例外以外はともかく、国民の権利として残っている。ですから、情報提供ができますよということで相手が納得しなければ、請求権の行使というのはできますよというスタンスを取らざるを得ない。

例えば、私どもの経験でも、国の方でも、あまりやりますと請求権の行使を妨害するのか、と言い出す方もおられる。それはそれでやはりやむを得ないだろうと思っておりますので、考え方の違いかもしれませんが、かなりそこは情報公開制度として究極的には権利の行使として開示請求権があるという点は、やはり広く残さざるを得ないだろうと思われまます。

総務省がホームページに載っているものについては開示請求の対象外ではないかという判断を当初したというのがありますけれども、情報公開の考え方は仮に公表されているものでも、一定の条件に該当しないものは開示請求の対象という考え方をかなりとっているの

ですね。開示請求権というのはその意味では広く根源的なものとして情報公開の方は考えております。

橋本委員 開示請求権を広く認めるべき、まあそれは国民の知る権利に資するものでもあり、それはそのとおりだと思いますし、そこを制限する条項を置きましょうという趣旨ではないこととして、せつかくその窓口の負担軽減のために、こういう制度を導入しようというのであれば、それがより効果的になる方法も併せて考えていいのではないかと趣旨の提言なんです。以上です。

松村会長 私からもう一点。平成28年4月1日からの施行になっておりますよね。いいことは早ければいいのではないかと思うのですけれども、会計年度との関係で、どうしても無理なのでしょうか、それとも早める可能性はあるのでしょうか。

事務局（飯田） 確かにおっしゃるとおり、早くという考え方もあろうかと思うんですが、実は運用状況の統計の関係もありまして、これが開示請求をされている統計が、年度の中盤から制度が移行してということであると、経年の比較が大きく支障が出るかという配慮もしなければいけないと思ひまして、4月からということを計画させていただいているところです。

松村会長 それは要するに統計を経年的に見たいというだけの話であって、国民の利便のための話であれば、途中からでもやるべきであって、統計が変動していれば、そういう注をつけたらいいだけだと私は考えますけれども。

事務局（酒井） 職員の制度の運用の面もありますので、いろいろと途中から大きくやりかたを変えるとすることも難しい面もあるかもしれません。先生の御意見については、検討させていただきたいと思ひます。

松村会長 ほかの委員の方もどうぞ遠慮なく。今日は割と時間をかけて思ひがけず超過するような審議になっていますけれども、そんなに頻繁に行われる会議でもありませんし、ぜひ御意見を出していただければいいのではないかと思っているのですが、いかがでしょうか。

大田委員 4月からの実施ということで、先程お話を伺ったらファックスなどでの申請がとても多いというお話だったので、そういう方々にスムーズに移行していただくための周知の時間という意味では、できるだけ早く簡便なものをということもあるんですけれども、周知をしたうえで、より良い形での実施という少し時間があつた方がいいのかなと個人的には感想を抱きました。以上です。

松村会長 この6,000件中2,000件というふうに書いてあるんです

けれども、従来の該当する請求が2,000件ということですよ。するとそのベースになっている6,000件というのは何なのでしょう。

事務局（飯田） 一口で説明することは難しいのですが、開示決定の方法として、例えば文書単位で1つの決定通知書の中に内訳として文書単位で決定する決定方法とか、1つの開示で1つの工事名を開示するとかいうものが混在してしまっていて、それを、データからいちいち手作業で集計した数字が6,000件でございましたので、開示決定のベースということで、上げさせていただいた数字ではありません。システム上の統計とは違いますので、ちょっと正確性を欠くところもあろうかと思うのですが、割合の比較としては有効かと思ひまして取り上げさせていただきました。

松村会長 そうしますと先程の統計の12,000件を修正した数字が6,000件。千葉県庁全体で6,000件のうち今回の案件が2,000件という理解でよろしいですか。

事務局（飯田） はい。

末吉委員 この開示決定等の件数というのが10ページの東京都の処分件数を1件として計上しているという計算とほぼ似たような基準になるのですか。

事務局（飯田） ほぼ近いものにはなるのですが、いかんせん処分件数で集計するシステムが組んでございませぬので、発行された決定の一覧表の中からカウントした数字ですので、東京都の考え方とぴったり一致するかどうかはちょっと申し上げられないのですが、それに近いものと思っています。

末吉委員 なるほど。そうすると、東京都で11,122件になっていますけれども、それとの比較をしても、おかしくはない数字ということなのですかね。概ね近そうだというか。

事務局（飯田） 文書ベースでの比較よりは近いかと思うんですが、正確に東京都の詳細を聞いているわけでもございませぬし、うちのほうのカウントの仕方がそれに合致しているかまでは、お答えしかねるのですが。

末吉委員 分かりました、ありがとうございます。

松村会長 ほかにいかがでしょうか。それでは、時間も大分過ぎてまいりましたので、次の議題ということで、まあ、この推進会議あるいは苦情処理調査部会の、ある意味では一番重要なこととさせていただきますけれども、議題5として苦情処理について、佐野苦情処理調査部会長から御説明をお願いいたします。

佐野委員

では佐野の方からよろしくお願いたします。時間も少しおしておりますので手早く。

現在のところ12件苦情の申立てがございまして、1件につきましては処理結果を載せております。

まず苦情1番目でございますが、これは資料の22ページの案件でございます。平成27年5月27日に申出がございました。申出人は団体でございます。

この苦情に係る事実経過でございますが、平成22年の2月12日付けで、不開示決定または部分開示決定を受けました。同年4月1日付けで、異議申立て申請をしたわけでございます。平成25年3月27日に、情報公開審査会で反論意見書を提出しました。

その後、諮問があつて、審査会で次なる審査を継続していたところでございますが、平成27年5月11日に政策法務課に問い合わせたところ、まだ答申ができる状況ではないということで、時間がかかりすぎているのではないかと、異議申立てから5年もたっているのではないかと、すみやかに対処しなければならないということで、申立てがなされました。

この異議申立てにつきまして桑波田委員と私が調査を担当いたしました。

調査の状況でございますが、実施機関によれば、諮問が遅れた理由といたしまして、異議申立人の担当者が、先ほど申し上げましたとおり、異議申立人は団体でございましたので、担当者がございました。その担当者が交代したり、その案件を検討するために持ち帰るなどしてその回答がなかったため、結局諮問までに2年の期間を経過してしまったということでございます。

それから審査会の事務局に調査いたしましたところ、諮問から時間がかかっているのは、大量の異議申立てがあつて、それを順番に処理していくということなので時間がかかっていると。先程私が質問したとおり、平均的に2年半くらいかかっているということもございました。

それらの調査結果に基づきまして、処理結果を検討いたしました。

まず、実施機関が諮問まで2年7カ月かかったということですが、これは今申し上げましたように、担当者が交代したとか、案件を検討するため持ち帰り、その間、回答がなかったというようなことで時間が過ぎてしまったということもございまして、これは、放置したわけではない、ということも分かるのですが、情報公開条例第20

条第1項で、原則として速やかに諮問をしなければならないと定めております。2年7カ月の期間が経過したということは不適切であるというような判断をいたしました。そのようなことで、是認できない、ということを通知するというところでございます。

一方、審査会につきましては、先ほど申し上げましたように、大量に異議申立てがあって、その処理に多大な時間を有している、順番に処理しているということでございますので、これは物理的にやむを得ない状況であると思料いたしました。

そのようなことから苦情処理調査部会としては、不開示決定の処分が5年かけて未だ終結していない状況というのは尋常ではない。是正すべきであり、条例を所掌する政策法務課は真の情報公開迅速化に向けて必要な検討をする協議を行うべきであるという通知をいたしたところでございます。

苦情1については、以上のとおりでございます。

苦情2以下については資料の23ページ以下にございます。

これは合計で11件でございます。これは全部同じ人からの苦情申立てでございます。日付については2から4までが7月31日付け、5から10までが8月12日付け、11が8月19日付け、12については9月1日付けの苦情申出でございます。

内容について、かいつまんで申し上げます。苦情の2番でございますが、23ページ、これは2015年7月7日、福利課における開示の実施のときに、教育総務課担当者の、この人はまた出てきますので仮にSさんと呼ぶことにいたします。Sさんが担当席にきており、なぜ担当課以外の職員が同席しているのかということで、その場で苦情申出人と職員が押し問答になり、結局申出人は開示を受けずに帰ってしまったということでございます。

その後には申出人に、「開示文書はセンターに預けてあるから、都合のいい時に閲覧に来てください」という文書を福利課が申出人に送付いたしました。このことについて申出人からは説明責任が果たされていないということで、福利課の担当班長に説明を求めるとともに説明責任を伴った開示を実施すべきだというような内容の苦情でございます。

苦情3でございますが、これは7月28日の福利課の開示の実施のときにも、先ほど申し上げたSさんが現れて、7月7日のときと同じように押し問答になってしまったということでございます。このようなことに対し、教育長に、この職員を指導するよう、また当

推進会議から勧告をされたい、というような苦情の内容になっております。

苦情４でございますが、これは他の申出とは種類が違っております。今年度から情報公開に関する規則を改正いたしまして、全部開示決定通知のときにも特定漏れの対策として、教示をするようになりました。このことにつきまして、全部開示決定に教示がついていくことについての苦情でございます。つまり、全部開示決定なのに、不服申立ての教示は不要ではないか、というような趣旨と理解されます。

苦情５は、開示の実施の視点に関する苦情です。申出人の行政不服審査法に基づく口頭意見陳述の実施日時が２０１５年８月１８日午前１０時の設定であった訳でございますが、同じ日の９時３０分から開示の実施を行うと通知したことに対し、不当な開示日時の設定であるという内容の苦情でございます。

苦情６は、苦情５とほぼ同様でございます。口頭意見陳述の開始時刻と開示実施の時刻が３０分程度しか間がないということは、いかななものかというような苦情でございます。

苦情７は、申出人の開示請求に対する補正依頼に対する苦情でございます。これは申出人の開示請求に対して、福利課が補正依頼をしているわけでございますが、福利課が行った合議ないし協議の内容が判明する情報という開示請求でございます。これに対して、どのような事務、合議、協議の内容が知りたいのか、と補正で尋ねて依頼をしたところ、申出人の方から、事務の内容が分からないから請求をしているのだと。また、補正の際は参考となる資料を添付すべきであるが、これが添付されていないではないかというような、補正依頼に対する苦情でございます。

苦情８は、苦情７と同様に補正のやり方に対する苦情でございます。内容は、ほぼ苦情７と同じでございます。

苦情９は、先ほど申しあげました苦情の２と３と原因は共通しております。教育総務課のＳさんが、福利課の開示の実施に現れるため、開示を受けられていないので、開示を受ける権利を回復するよう求めるというような苦情の内容でございます。

苦情１０は、苦情９と同様です。教育総務課Ｓさんの問題です。教育総務課Ｓさんが同席することにより、開示の妨害をしないようにすべきであるという苦情です。

苦情１１は、苦情８と同様、補正に関する苦情です。福利課が苦

情8と同じような補正を求めたので、苦情となっております。申出人の主張は苦情8とほぼ同様でございます。

苦情12は、情報公開センターの開示請求に対して、開示の日時の時刻の指定をめぐる苦情です。この指定もやはり通知を受けてから、数日しか空いていない日時を指定してきた、という苦情でございまして、短期にすぎる、という内容でございます。ちなみに、日時の指定については、過去の苦情処理調査部会で、到達予定日から3日の後を指定することが望ましいとされたことがございます。

以上の苦情につきましても、順次、苦情処理調査部会を開催いたしまして、調査し、その結果をお伝えして参る所存でございます。

私からは以上でございます。

松村会長

ありがとうございました。苦情処理の方は大変苦勞されておられるのですけれども、事案1につきましては既に部会の方で検討した結果であると。

それから、2以降については、これから苦情処理調査部会で慎重に審議いただくということですから、もしこの時点で御質問、御意見等ありましたら、お伺いいたしますがいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、本日予定しておりました議題はすべて終了いたしましたけれども、その他ということで事務局の方から何かございますか。

事務局（谷口）

はい、では一点ございます。本日お配りいたしました資料の中に、「行政不服審査法の改正に伴う情報公開条例の改正について」という1枚のペーパーになっていますが、そちらを御覧ください。

国の方で行政不服審査法の改正がございまして、本県の情報公開条例につきましても、影響を受けるところです。そしてこれにつきましては、今年度、条例改正が必要だということで、いずれこの推進会議の場で、こういった形でお話しするか検討中ですが、その概要につきまして今日は御紹介させていただきます。まず行政不服審査法の関係ですが、資料はお手元でございますでしょうか。

1番ですが、平成26年6月13日に行服法が改正され、公布から2年を超えない範囲内で、政令で定める日に施行とされておまして、平成28年4月1日から施行の見込みとなっております。

2番の行政不服審査法の改正のポイントですが、5点ほど挙げています。審理員による審理、それから行政不服審査会によるチェック、審査手続きにおける審査請求人の権利の拡充、不服申立てができる期間を60日から3カ月へ延長、不服申立ての手続きを審査請

求に一元化。

この（１）ですが、審理員による審理というのは、審査庁の職員のうち、処分に関与していない審理員が公平に審理する、というものでございます。

それから（２）の行政不服審査会によるチェックですけれども、これは、第三者機関が審理員の裁決書案をチェックして、その後、審査庁が裁決書を作るというような流れになるものでございます。

それから（３）の審査請求人の権利拡充ですが、証拠書類等の写しの交付ですとか、口頭意見陳述における処分庁の質問権等が、法定されたものでございます。

そこで大きなポイントとしましては、審理員と、行政不服審査会の創設でございますが、３番で、審理員制度の適用除外というものが、法で定められております。

これは、３番の（１）、委員会若しくは委員、または附属機関が審査庁である場合、例えば教育委員会とか建築審査会といったような、行政委員会ですとか附属機関が審査庁である場合には、審理員制度が適用除外になるということでございます。

それから、（２）といたしまして、条例に基づく処分について条例に特別の定めがある場合でございます。

それから４番ですが、行政不服審査会につきましても適用除外があります。それにつきましては、審理員制度が適用除外される場合、後は審査庁が地方公共団体の長以外の場合、例えば議会ですとか公営企業の長が審査庁である場合でございます。それから、原処分をするときに、附属機関、議会等の議を経る旨の定めがある場合、あと、同様に、裁決をするときに附属機関、議会等の議を経る旨の定めがある場合、となつてございます。

５番の本件の情報公開条例の改正のことですけれども、施行は平成２８年４月１日を予定しております。

（２）ですが、公平かつ迅速な審査を最も重要な視点と捉えまして、情報公開審査会第三者機関の関与の在り方、あるいは国及び他の自治体の動向、本県の制度運用の実態等を踏まえて、現在検討しているところでございます。

最後に、法改正のイメージという図が載っています。ちょっと見づらいのですが、現行では、審査請求人、異議申立人が主張・証拠の提出を審査庁、処分庁にいたしまして、裁決決定と、こういう相対といいますか、二方向の矢印に基本的になっているのですが、

右の方の改正になりますと、審査請求人が審理員に証拠等の提出をいたしまして、審理員の審査のもと審査庁に審理員意見を出します。審査庁はその後に行政不服審査会という第三者機関に諮問・答申をして、それで裁決を行うというような形になっております。今後この条例改正は大きな話でございますので、どういった形で、推進会議で御意見をいただくか検討中です。以上でございます。

松村会長

ありがとうございました。皆様方、御質問・御意見はございますか。

私から。この改正法と書いてあるのはこのようにしたいということでしょうか。それと、この推進会議の位置付けとかいうものについて何か変更の可能性はあるのでしょうか。予測のつくことで恐縮ですけれども、可能な範囲で御回答いただければと思います。

事務局（谷口）

このペーパーに書いていることでございますけれども、条例をどのように変えるかということはここには書かれてございません。これから検討して参るというところでございます。それから、推進会議の位置付けそのものにつきましては特段影響がないものと考えております。

松村会長

はい、分かりました。それではよろしいですか。本日予定した議題はすべて終了いたしました。

それでは最後に、本日傍聴されている方々から御意見、御希望があれば、御発言を求めたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

傍聴人 1

お願いします。

松村会長

一つお願いがございまして、かなり予定の時間が経っておりますので、もし可能であれば10分程度で御意見をいただければと思います。よろしく願いいたします。

傍聴人 1

座ったままで失礼します。どうも御苦勞様でございます。

私は、市民団体の千葉県市民オンブズマン連絡会議という名前で活動している団体でございまして、たまたま今日の苦情処理の苦情案件の1、これも私どもが提出した件でございます。これについても述べたいと思うのですが、その前に、推進会議の開催の公告の仕方について、もう少し積極的な公告をお願いしたい、というのを申し上げておきます。

この推進会議を開くことを、私どもは定期的にやることを承知していますので、いつやるんですか、いつやるんですか、と3回くらい途中で聞きましたけれども、まだはっきりしません、こういうふうな回答がありましたので、普通の市民の方は、全く今日開催する

ことを知らないような、目にする機会がほとんどないのではないかと思います。

この推進会議のホームページにですね、いつ頃開催の予定とか、計画中だとかいうようなことがあればですね、進行の経過が分かれば、さらに傍聴者の出席が増えるのではないかなと思います。今日は一番少ないような気がします。

それから、次に、今日の議題の4、先程議論をされました、金額入り設計書の交付手続きの見直し、これが出てきて、これが突然出てきたようなですね、印象を受けます。少なくとも私どもは全く知りませんでした。審議委員の皆さん方もですね、事前にこの情報が得られたのかどうか、いささか疑問に思ってお聞きしておりました。なぜこんなことを申し上げるかと言いますと、今日の資料の中にもありますけれども、県全体の情報公開請求の案件の中で、首長部分と教育委員会の部分が双璧です。今日、御提案の中の2、000件の、できるだけ少なくすると言いますか、改善していきたいという、こういう提案ですけれども、もう一つの、教育委員会の方はどうなっているのと、教育委員会についても極めて多くの市民の方が、これは団体ではなくて、市民が請求している件数が多いだろうと思います。これもですね、こういった請求ではなくて提供でできる部分があるのではないかというのは前々から言われている話なんです。それについて改善がされれば、市民、県民の不満と言いますか、情報公開に対する理解も深まるのではないかと、ぜひこれにも取り組んでいただきたいなと思います。

それから、最後にこの苦情の1の件でございますが、これは、時間がないので、これだけ申し上げますけれども、事実関係に誤りがあるのではないかと。この処理結果概要が一番下の欄に書かれています。その中で、アの項目ですね。総務課によれば異議申立人が持ち帰り、その回答がなかったため結局2年7カ月かかったと、持ち帰ってそのまま異議申立人が保存していた、というようなふうに受け取られるような表現ですけれども、持ち帰ったということはどういうことですか。これは異議申立人が苦情申立てを取り下げたということなんですか。異議申立書を提出したらその時点で受け付けたわけですから、持ち帰って検討なんていう曖昧な表現はないはずなんで、これはまた担当者としてもこういう処理がされたということは理解に苦しみますので、あとでこれは事務当局と調整をしたいと思いますが、これはちょっと事実関係がおかしい。

それから、異議申立ての審査会の運用ですね。この中で2年というのは前から言われておりますので、これの処理にも何とか早めるような方策を考えていただきたいということでこの苦情申出の中にも、途中経過の分かるような方法を考えられないだろうか。例えば進行表のようなものを作ってそれを少なくとも申出人に提示するとか、今どういう状況だということが分かるようにしてほしい。2年も黙って放っておいて途中経過は何も言えませんかということでは困ります。2年かかるのはやむを得ない事情があるなら理解できると思いますが、以上申し出ます。よろしくお願いします。

松村会長
傍聴人2

どうぞ。

船橋市から参りました。〇〇〇〇と申します。私はとても感謝しているんですね。千葉県って、すごいな。こうやって情報公開推進会議をやって、これだけ、情報公開を進めようということで、委員の先生方が熱心に取り組んでくださっているということ、職員の皆さんも、本当に誠実に取り組んでいただいていると思います。

行政不服審査法が昨年改正になって、いつ施行になるのだろうと、すごく楽しみに待っていました。やっぱり、おかしいなと思うことに対して私たち市民、県民は、異議申出をするんですけど、それがすごくやりにくかったので、これが改正されていくということをとっても楽しみにしています。

情報公開の上でも、やはり新しくこうやって法律が改正されたので、是非これを生かして、委員の皆様、職員の皆様、一緒に情報公開を進めていきたいなというふうに思います。ありがとうございました。

松村会長

はい、貴重な御意見ありがとうございました。この会議自体で、またいろいろと審議に生かすべき内容もありますし、事務局の方でまた御意見を受け止め、今後の検討に生かしていく内容だと思います。ここで具体的にどうこうということをお答えするような手続きではございませんけれども、傍聴いただき、また御意見いただきましたので、今後の情報公開制度の運営の中に反映させていきたいと思っております。今日は傍聴どうもありがとうございました。それでは、事務局の方から何か、説明する事項、報告する事項はございますか。

事務局（酒井）

一点、御連絡させていただきます。次回の会議開催の予定でございますが、先程御報告いたしました苦情処理案件への対応などが必要になりますことから、年内に第2回会議の開催をしたいと考えております。こちらの開催日時等につきましては、決まり次第、御連

絡をさせていただきますので、御了承くださるようお願いいたします。
以上でございます。

松村会長

それでは以上をもちまして、平成27年度の第1回千葉県情報公開推進会議を閉会といたします。御協力ありがとうございました。